



- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 齋藤 貢 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

公用車の運転中に発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 公用車の運転中に発生した事故による損害賠償表

|   | 専決処分日      | 損害賠償額<br>(損害額)                    | 物的損害<br>に係る過<br>失割合 | 事故概要                                                                |
|---|------------|-----------------------------------|---------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 1 | 令和3年 8月12日 | 物的損害賠償額<br>96,800 円<br>(96,800 円) | 10割                 | 令和3年6月7日午後2時8分、太田市天良町115番地4付近の市道で発生。公用車でバッグで発進した際、民家のフェンスを損傷したものです。 |

2 本件交通事故に係る一切の損害に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認しました。

3 損害賠償の支払い 損保ジャパン株式会社にて対応いたしました。

4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和3年9月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 都市政策部 道路保全課 応急工事係 内線1111 32-3491 ダイヤルイン

- 内 容 【 1.協議事項 】
- 公 開 【 1.可 】
- 公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

教育部長 氏名 春山 裕 (TEL) 20-7080



【 表 題 】

太田市モーテル類似旅館建築等規制条例の一部を改正する条例の専決処分について

【 目 的 】

旅館業法（昭和23年法律第138号）の一部改正により、同法第2条第2項及び第3項に係る営業種別が第2項へと統合されたことから、同項を引用する太田市モーテル類似旅館建築等規制条例（平成17年太田市条例第220号）第2条について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、令和3年8月18日に専決処分しましたので報告するものです。

【 概 要 】

1 改正内容

第2条第2号中「ホテル営業及び同条第3項に規定する旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、旅館業法との整合性を図るものです。

2 新旧対照表

別紙のとおり

3 施行期日

令和3年8月23日（月）

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 教育部 青少年課 指導係 20-7082 ダイヤル

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 1. 庁議後 】

企画部長 氏名 栗原 直樹 内線 2200



【 表 題 】

令和4年度「群馬県予算等に関する要望」について

【 目 的 】

群馬県市長会が取りまとめる「群馬県予算等に関する要望」について、本市要望の集約結果を報告するものです。

【 概 要 】

1 要望事項一覧

| No. | 市所管部  | 市所管課     | 要望事項(事業名)                             | 要望事項の要旨                                                                   | 県所管              | 新規・継続 |
|-----|-------|----------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|------------------|-------|
| 1   | 総務部   | 災害対策課    | 河川改修等の整備促進について                        | 県が所管する河川の重要水防箇所の再点検と、重要度が高い箇所の河川整備を図ることを要望する。                             | 県土整備部<br>(河川課)   | 継続    |
| 2   | 都市政策部 | まちづくり推進課 | 空家等対策事業に対する支援について                     | 空き家の除却を促進するため、市町村の補助施策に対する県の補助制度を創設することを要望する。                             | 県土整備部<br>(住宅政策課) | 継続    |
| 3   |       | 道路整備課    | 幹線道路網等の整備について                         | 他都市との連携促進や市内循環の円滑化、災害時における救急輸送体制の確立のための、幹線道路網の整備を要望する(太田西部幹線道路、太田北部幹線道路)。 | 県土整備部<br>(道路整備課) | 継続    |
| 4   |       | 下水道課     | 流域下水道の維持管理に係る県負担及び流域下水道の建設費に係る県負担について | 流域下水道の維持管理に係る県負担及び流域下水道に係る建設費の県負担については引き続き群馬県からの負担を要望する。                  | 県土整備部<br>(下水環境課) | 継続    |
| 5   |       |          | 浄化槽設置整備事業補助金の促進について                   | 生活排水による公共用水域の汚濁を防止するための浄化槽の設置を促進し、水質保全を図ることを要望する。                         | 県土整備部<br>(下水環境課) | 継続    |

2 今後の予定

- ・ 11月中旬 市長会で協議・決定後、県知事に要望書を提出
- ・ 翌年3月末 県議会終了後、県から回答

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 企画部 企画政策課 企画政策係 内線 2293 47-1892ダイヤル

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后】

企画部長 氏名 栗原 直樹 内線2200

【 表 題 】

令和2年度総人件費について

【 目 的 】

令和2年度の市正規職員、会計年度任用職員等にかかる人件費及び委託料等のうちの人件費について、報告するものです。

【 概 要 】

※職員数は期首在籍人数（参考）

|       |                            | 令和2年度                           | 令和元年度                           | 平成30年度                           |
|-------|----------------------------|---------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|
| 正規職員  | 職員数<br>(対前年) … (A)         | 1,500人<br>+32人                  | 1,468人<br>▲3人                   | 1,471人<br>▲25人                   |
|       | 人件費<br>(対前年) … (a)         | 11,204,857,924円<br>▲6,774,466円  | 11,211,632,390円<br>+38,003,742円 | 11,173,628,648円<br>▲215,966,277円 |
| 非正規職員 | 職員数<br>(対前年) … (B)         | 623人<br>▲71人                    | 694人<br>▲20人                    | 714人<br>+27人                     |
|       | 人件費<br>(対前年) … (b)         | 1,392,232,847円<br>▲68,393,319円  | 1,460,626,166円<br>+58,690,896円  | 1,401,935,270円<br>+136,217,433円  |
| 委託料等  | 積算上人数<br>(対前年) … (C)       | 341.7人<br>+15.8人                | 325.9人<br>▲1.4人                 | 327.3人<br>+22.8人                 |
|       | 人件費<br>(対前年) … (c)         | 1,474,875,449円<br>+94,414,077円  | 1,380,461,372円<br>+2,670,297円   | 1,377,791,075円<br>+75,999,764円   |
| 合計    | 人数<br>(対前年) … (A)+(B)+(C)  | 2,464.7人<br>▲23.2人              | 2,487.9人<br>▲24.4人              | 2,512.3人<br>+24.8人               |
|       | 人件費<br>(対前年) … (a)+(b)+(c) | 14,071,966,220円<br>+19,246,292円 | 14,052,719,928円<br>+99,364,935円 | 13,953,354,993円<br>▲3,749,080円   |

※正規職員人件費のうち、特別職人件費、退職手当、児童手当は除いた。

※正規職員人件費には、時間外勤務手当及び休日勤務手当等を含む。

※非正規職員のうち、文化財課（発掘調査作業員）、学校教育課（教育支援隊等）は除いた。

※非正規職員人件費（令和元年度まで）には、退職手当相当割増賃金を含む。

※委託料等人件費については、管理業務委託及び指定管理に伴う委託料等のうちの積算上人数及び人件費相当額を掲載した。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 企画部 人事課 給与厚生係 内線2234 47-1961ダイヤル



- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 石坂 之敏 内線 (TEL) 2400



【 表 題 】

(仮称) 太田市外三町広域斎場整備運営事業の基本的事項に関する協議書の締結について

【 目 的 】

太田市、千代田町、大泉町及び邑楽町の一市三町は、広域連携により新たな斎場の整備及び運営を行っていくため、(仮称) 太田市外三町広域斎場整備運営事業の基本的事項に関する協議書を締結するものです。

【 概 要 】

- |         |                                                                                                                 |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 事業主体 | 太田市外三町広域清掃組合                                                                                                    |
| 2. 建設地  | 現大泉町外二町斎場敷地及びその隣接地                                                                                              |
| 3. 負担割合 | 負担割合については、太田市外三町広域清掃組合の「ごみ焼却施設建設事業費」及び「経常費」と同一の負担割合とする。<br>建設費：均等割10% 人口割10% 実績割80%<br>経常費：均等割 5% 人口割15% 実績割80% |
| 4. 協議書  | 別紙のとおり                                                                                                          |

【 備 考 】

- ・今後の予定 令和3年 9月 市民文教委員会協議会にて報告します。

\* 問い合わせ先 市民生活部 市民課 斎場整備担当 内線47-1893ダイヤル

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 1. 庁議後 】

消防長 氏名 櫻井 修一 外線 (TEL) 33-0200



【 表 題 】

令和3年度太田市消防職員意見発表会の開催について

【 目 的 】

消防職員が日常業務を通じて感じたこと考えたことを発表し、消防・防災活動に関する意識の向上を図ることを目的とします。

【 概 要 】

消防本部及び各署所から選抜された計8人が概ね5分間の発表を行い、最優秀賞、優秀賞及び努力賞の3点を選考します。

- ・日時 令和3年11月4日（木） 午前9時から
- ・場所 消防本部5階 会議室

なお、最優秀賞の1点は令和4年1月に行われる第45回群馬県消防職員意見発表会に代表として出場します。

- ※審査員 (株)おおたコミュニティ放送代表、教育部局代表、消防次長、署長等
- ※招待者 市議会議長、総務企画委員会正副委員長

※例年より、発表人数及び招待者等の人数を制限し、時間短縮して実施する予定です。

【 備 考 】

問い合わせ先 消防本部 消防総務課 総務係 33-0200 タイヤイン



- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

健康医療部長 氏名 檜原 明憲 内線3400



【 表 題 】

傷病手当金支給の適用期間の延長について

【 目 的 】

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金支給の適用期間を延長するものです。

【 概 要 】

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等への傷病手当金の支給に対する国の財政支援の対象期間が令和3年12月31日までとされたことから、傷病手当金支給の適用期間を令和3年12月31日まで延長します。

支給を始める日が次の期間に属する場合

|     | 傷病手当金支給の適用期間 |              |
|-----|--------------|--------------|
| 当初  | 令和2年 1月 1日から | 令和2年 9月30日まで |
| 現行  |              | 令和3年 9月30日まで |
| 改正後 |              | 令和3年12月31日まで |

(太田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則に規定する規則で定める日を定める規則)

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 健康医療部 国民健康保険課 給付係 内線2562 47-1825 ヲイイル

- 内 容 【 2.連絡事項 】
- 公 開 【 1.可 】
- 公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

総務部長 氏名 高島 賢二 内線 (TEL) 2300



【 表 題 】

太田市債権管理条例における債権放棄の議会報告について

【 目 的 】

太田市債権管理条例の制定に伴い、条例第17条に規定する事由に該当する場合は、議会の議決を得ることなく債権の放棄を行うことができるようになることから、債権放棄の適正な運用を図るために、同条第2項に基づき議会への報告を行うものです。

【 概 要 】

債権放棄に係る議会への報告の流れ

- ① 債権放棄の決定 (3月25日を目途)
- ② 不納欠損処理 (3月31日付)
- ③ 庁議、正副議長及び正副委員長への報告 (7月)
- ④ 委員会協議会への報告 (7月)
- ⑤ 議長への報告通知 (7月)

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 総務部 収納課 債権管理係 内線2375 47-1935ダイヤル